

特別児童扶養手当

■ 特別児童扶養手当とは

特別児童扶養手当は、精神やからだに障害のある子どもを育てている家庭に支給されるものです。

■ 受給資格者

精神やからだに障害のある20歳にならない子どもの父か母、または父母のかわりに子どもを育てている人が受けられます。また、外国人も受けることができます。

ただし、児童が施設に入所しているときや、子どもが障害による年金を受給できるときは、手当は受けられません。

■ 支給額（令和2年4月現在）

子どもの障害の程度によって1級と2級があります。障害のある子ども1人につき、1級は月額52,500円、2級は34,970円です。

1級は身体障害者手帳1～2級程度、療育手帳「A」程度の精神やからだに重い障害のある子どもがあてはまります。2級は身体障害者手帳3～4級（4級は一部）程度やこれと同じくらいの精神やからだにやや重い障害のある子どもがあてはまります。

■ 所得制限限度額

受給資格者、配偶者や同居の親族（扶養義務者等）の前年の法定控除後の所得が下表の限度額以上である場合、その年度(8月から翌年の7月まで)は、手当が支給されません。

所得制限目安表

扶養親族等の数	受給者本人の 所得制限限度額	扶養義務者等の 所得制限限度額
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円

■ 手当の支給

手当は、手続きされた月の翌月から支給され、4月・8月・11月のそれぞれ11日に支給月の前月分まで（11月は支給月まで）の手当（4か月分）が口座に振り込まれます。（土曜日、日曜日、休日にあたる場合は、その直前の金融機関の営業日）

■ 所得状況届

受給資格者は全員、認定を受けた後も、毎年8月12日から9月11日までに手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかの審査を受けるため、所得状況届の提出が必要になります（手当が全額停止になっている方も含む）。市役所から事前に書類を送付しますので、期間内に提出してください。

■ その他

引越し等で住所を変更したとき、氏名の変更をしたとき、あるいは受給資格がなくなった場合などは、それぞれ届け出が必要になりますので、必ず手続きをしてください。